

[令和2年度] 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取組

米子市福祉保健部福祉政策課

本市の福祉課題に関する相談支援体制は、高齢者分野、障がい者分野、こども分野など、分野ごとに区別されており、複雑な課題を抱えた市民がどこに相談すればよいのかわからず、相談をあきらめたり、相談しても、いわゆる「たらい回し」を受けた上に、結果として、適切な支援やサービスにつながらないといった事態をまねく恐れがある。

このような事態を防ぐため、制度の縦割りの仕組みから脱却し、課題を包括的に受け止め、適切な支援を速やかに実施するための分野間の協働による支援体制を構築する必要がある。このことから本市は令和2年度に「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組んだ。

本事業の実施主体を「地域で支える仕組み研究会」に業務委託し、「総合相談ワーキンググループ」、「人材育成ワーキンググループ」、「地域・住民ワーキンググループ」の3つのワーキンググループに分かれて事業を展開した。

1 総合相談ワーキンググループ

(1) 目的

将来、コミュニティソーシャルワーカーが行うつぎの取組を実践する。

I 相談者等に対する支援の実施

●相談支援包括化推進員（ソーシャルワーカー）が、相談者本人又は相談支援機関等からの聞き取り等により、相談者本人のみならず、その属する世帯全体が抱える課題を把握する。

●課題の解決に向け、相談支援機関等の役割を明確化した支援プランを作成する。

II 相談支援包括化ネットワークの構築及び支援会議の開催

●相談支援機関等に複合的な課題を抱える世帯に関する相談があった場合には、相談支援包括化推進員に連絡が行われるような体制を構築すること。

●定期的に相談支援機関等で構成される支援会議を開催し、個別ケースに関する支援内容の検討及び意見交換を行うこと。

(2) 実施した内容

開催日	会議の内容	会議の形式
令和2年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ●支援対象者のイメージ像についての協議 ●事例の同行訪問や協議による個人情報取扱についての確認 	オンライン
令和2年9月25日	対応する個別事例を選定（※1）	オンライン
令和2年9～10月	相談支援包括化推進員2人組で事例訪問を実施	訪問
令和2年11月17日	訪問ケース3事例をもとに、つぎのことを協議 <ul style="list-style-type: none"> ●相談支援包括化推進員（SW）に期待される役割 ●あったら良いと思われる社会資源やネットワークについて 	対面
令和3年1月25日	訪問ケース3事例をもとに、つぎのことを協議し、支援プランの作成を行った <ul style="list-style-type: none"> ●困りごとを抱えた人が各相談窓口で相談しなかった場合どこで把握できるのか ●各担当窓口がそれぞれ抱えた複合的な事例をどうおろしていくか 	オンライン

I (※1) 対応した個別事例

①86歳母と40代長男の二人暮らしのケース

母は認知機能低下疑いで検査予定。サービス希望されない。長男は統合失調症で選定された任意後見人が不審な動きの疑いあり。

②90代で要介護状態の母、60代で作業所通所の長男、50代の長女のケース

皆金銭管理が困難で祖母の年金をあてにしている。最近介入のケース。

③80代母と40代長女の二人暮らしのケース

母は認知機能低下みられるが、サービス利用はなし。長女は知的障害。金銭面を中心に母、長女で口論になり、長女が情緒不安→傷害の恐れ→一時分離を繰り返している。共依存が認められる。

事例訪問をもとに世帯全体のアセスメントシートと、関係機関の役割と行動に焦点を当てた支援プランを作成した。支援プランには、現時点では課題解決には至らないが、伴走型支援でしかるべき時期に関係機関がどう動くかについてもアセスメントシートに落とし込むことができた。実践からソーシャルワーカーに必要な資質に触れ、人材育成カリキュラムに言及できたのは成果であった。

II 全体を通じて

相談支援をコーディネートする相談支援包括化推進員のイメージ像を実践から組み立ていくことを主な目的として、総合相談支援ワーキンググループをスタートさせた。構成員は、社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師など、実際に地域で相談援助職と

して活躍しているメンバーがあつまった。オブザーバーとして福祉政策課も参加した。

本ワーキンググループを通じて、支援者の現状把握から総合相談にむけての課題を明らかにした。

支援者の現状として、多機関協働で困難ケースへの対応をおこなっているが、そのケースの調整役が不在の場合が多いため、各支援者が個々人で動くことがある。

このような状況では、「個々の働きが有効になりにくいこと」や、「各支援者が支援対象者の情報を限定的にのみ保有することができず、世帯としての情報を持ち合わせていないこと」という問題がある。そのため、このような問題を解消することが、より効果的な世帯支援につながる。

以上のとおり、支援する側の体制や仕組みを整備することが次年度以降の課題となった。

2 人材育成ワーキンググループ

(1) 目的

総合的な相談支援を行うことができる人材の育成

相談支援機関等において相談支援を担う者を対象とした、複合的な課題に対応するソーシャルワークの知識・技術を習得するための研修について企画する。

断らない相談・参加支援・地域づくり支援に対応でき、本市が考えている各地区で現場に根差したソーシャルワークができる人材の育成を目指し、カリキュラム作成の検討を行う。

(2) 実施した内容

開催日	会議の内容	会議の形式
令和2年7～11月	人材育成カリキュラムの素案を作成。その後、その素案をもとにメンバーで検討	オンライン
令和2年11月27日	つきのことを確認。 ●世帯全体への対応力 ●ソーシャルワークに関する共通理解 ●どんな人とも信頼関係を構築できる力量を踏まえた人材育成カリキュラムの作成	対面
令和2年12～翌1月	カリキュラム案及び研修の進め方について協議	オンライン
令和3年2月8日	カリキュラム案及び研修の進め方についての最終的な協議	対面
令和3年2月～	2月の会議により修正されたカリキュラムの確認作業	オンライン

本ワーキンググループでは本市が進める重層的支援体制を担う人材を育成するためのカリキュラムについて検討した。当初対面会議により検討を進める予定であったが、新型コロナウイルス感染予防の観点から、対面会議を減らし、Web上での検討を含め約1年間議論を深めた。その結果、「共通コース」、「対人援助コミュニケーションコース」、「重層的支援強化コース」の3コースに分けて段階的に知識やスキルを習得できるカリキュラムの作成を行った。

(実際のカリキュラムについては、「資料2〔令和3年度〕重層的支援体制構築事業への移行準備事業」に記載)

(3) 課題

市全域を対象とする機関型の相談支援センターにおける人材育成

今後、作成されたカリキュラムに沿って、具体的な講義要領の作成やその基づく教材や講義資料の作成などの作業が必要となってくる。さらには、事業が開始された後、OJTやスーパーバイズ、コンサルテーションなど、従事する職員のフォロー体制と継続のしくみも構築する必要もある。

3 地域・住民ワーキンググループ

(1) 目的

「地域で支え合う暮らしの仕組みを検討・提案」することを目的とする。この目的を達成するためにつぎの2点を検討課題として掲げた。

- エリアネットワーク会議の開催を開催し、在宅支援や地域福祉等について意見交換を行い、意見が集約できれば「望ましい重層的相談支援」について検討する。この会議には相談支援包括化推進員も出席し、複合ケース等の実態把握に努める。
- 住民主体活動の発掘・生活支援サービスの創出の検討を行う。社会福祉法人や企業からの寄付等による財源確保も検討。

(2) 実施した内容

開催日	会議の内容	会議の形式
令和2年8月3、11日	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・住民WGとエリアネットワーク会議の概要説明と意見交換 ●今後の課題について協議 	対面
令和2年9月7、8日	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな在宅支援の取組、重層的相談支援体制の具体案検討 ●地域住民主体活動の発掘育成及び生活サービスの創出について説明及び意見交換を実施 	対面

令和2年10月5、13日	●米子に適した新たな在宅支援の仕組み● 重層的相談支援体制の検討 ●住民主体活動の発掘育成及び生活支援サービスの創出等について協議	対面
令和2年11月2、10日	●複合・社会的孤立支援の方法及び重層的相談支援の対象者 ●重層的相談支援体制転換時の課題について協議	対面
令和2年12月7、8日	●多機関協働モデル事業経過報告 ●総合相談支援開設に伴う課題について協議	対面
令和3年2月9日	●多機関協働モデル事業経過報告 ●総合相談支援センター開設に伴う課題や総合相談支援センターで支援する対象について協議	対面
令和3年3月9日	●総合相談支援センター開設に伴う諸課題について協議	対面

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、対面での会議を中心に実施。会議では総合相談に向けての課題の整理等を行った。この会議の中では、支援を受ける側の生の声を取り入れた。そこでは、支援を受ける側の「気持ちを受け止めてほしい」という支援員に対する真のニーズや、ワンマンにならない家族会のよりよいあり方についての意見が出た。

また、総合相談に向けての検討の一つとして、障がい分野と高齢分野の一体化を進めるにあたり、それぞれの活動の現況について情報交換を行った。

また、新たな社会資源の一つとして「共同介護住居（※1）」の導入についての提案があった。

（※1）共同介護住居

家庭で対応困難な、重度身体介護や高齢者の看取りなどを行う。

自宅に対応困難になった時、小学校区内の「共同介護住居」に移る。

ヘルパーが介護を担当、家族は共同介護住居に通って掃除・選択を担当、地域巡回医が医療を、必要なら訪問看護も使う。

（3）課題

- 相談員が相談者の悩みを受けとめる力量。
- 総合相談に向けて同一世帯の人間関係の調整を行う職種の創出が必要。